利用料金　（令和8年8月より）　（1ヶ月：31日で計算）

<第1段階> ＊　世帯全員が市町村民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者・生活保護受給者の方

介護度	介護費単価 A	食事単価 B	居住費単価C（ ）内は個室追加料金	1日の合計 D（A＋B＋C）	1ヶ月の合計 E（D×31日）	褥瘡マネジメント加算 F（1ヶ月）	個別機能訓練加算 G（1ヵ月）	科学的介護推進体制加算 H（1ヶ月）	協力医療機関連携加算Ⅰ I（1ヶ月）	生産性向上推進体制加算Ⅱ J（1ヶ月）	介護職員処遇改善加算 K（31日）	請求額L（E+F+G+H+I+J+K）（ ）内は個室追加料金	介護費（A×31日+F+G+H+I+J+K）	高額介護 非課税世帯年収80万円以下 上限額15,000	高額介護 非課税世帯 上限額24,600	高額介護 課税世帯 上限額44,400
1	662	300	0　(+380)	962	29,822	13	20	50	50	10	3,637	33,602　(+11,780)	24,302	9,302	0	0
2	732	300	0　(+380)	1,032	31,992	13	20	50	50	10	4,019	36,154　(+11,780)	26,854	11,854	2,254	0
3	805	300	0　(+380)	1,105	34,255	13	20	50	50	10	4,417	38,815　(+11,780)	29,515	14,515	4,915	0
4	875	300	0　(+380)	1,175	36,425	13	20	50	50	10	4,799	41,367　(+11,780)	32,067	17,067	7,467	0
5	944	300	0　(+380)	1,244	38,564	13	20	50	50	10	5,176	43,883　(+11,780)	34,583	19,583	9,983	0

＊　世帯全員が市町村民税非課税世帯であって

<第2段階>　合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間82.65万円以下の方

かつ、預貯金等　　・単身…650万円以下　　・夫婦…1,650万円以下

介護度	介護費単価 A	食事単価 B	居住費単価C（ ）内は個室追加料金	1日の合計 D（A＋B＋C）	1ヶ月の合計 E（D×31日）	褥瘡マネジメント加算 F（1ヶ月）	個別機能訓練加算 G（1ヵ月）	科学的介護推進体制加算 H（1ヶ月）	協力医療機関連携加算Ⅰ I（1ヶ月）	生産性向上推進体制加算Ⅱ J（1ヶ月）	介護職員処遇改善加算 K（31日）	請求額L（E+F+G+H+I+J+K）（ ）内は個室追加料金	介護費（A×31日+F+G+H+I+J+K）	上限額15,000	上限額24,600	上限額44,400
1	662	390	430　(+50)	1,482	45,942	13	20	50	50	10	3,637	49,722　(+1,550)	24,302	9,302	0	0
2	732	390	430　(+50)	1,552	48,112	13	20	50	50	10	4,019	52,274　(+1,550)	26,854	11,854	2,254	0
3	805	390	430　(+50)	1,625	50,375	13	20	50	50	10	4,417	54,935　(+1,550)	29,515	14,515	4,915	0
4	875	390	430　(+50)	1,695	52,545	13	20	50	50	10	4,799	57,487　(+1,550)	32,067	17,067	7,467	0
5	944	390	430　(+50)	1,764	54,684	13	20	50	50	10	5,176	60,003　(+1,550)	34,583	19,583	9,983	0

＊　世帯全員が市町村民税非課税世帯であって

<第3段階①>　合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間82.65万円超120万円以下の方

かつ、預貯金等　　・単身…550万円以下　　・夫婦…1,550万円以下

介護度	介護費単価 A	食事単価 B	居住費単価C（ ）内は個室追加料金	1日の合計 D（A＋B＋C）	1ヶ月の合計 E（D×31日）	褥瘡マネジメント加算 F（1ヶ月）	個別機能訓練加算 G（1ヵ月）	科学的介護推進体制加算 H（1ヶ月）	協力医療機関連携加算Ⅰ I（1ヶ月）	生産性向上推進体制加算Ⅱ J（1ヶ月）	介護職員処遇改善加算 K（31日）	請求額L（E+F+G+H+I+J+K）（ ）内は個室追加料金	介護費（A×31日+F+G+H+I+J+K）	上限額15,000	上限額24,600	上限額44,400
1	662	680	430　(+450)	1,772	54,932	13	20	50	50	10	3,637	58,712　(+13,950)	24,302	9,302	0	0
2	732	680	430　(+450)	1,842	57,102	13	20	50	50	10	4,019	61,264　(+13,950)	26,854	11,854	2,254	0
3	805	680	430　(+450)	1,915	59,365	13	20	50	50	10	4,417	63,925　(+13,950)	29,515	14,515	4,915	0
4	875	680	430　(+450)	1,985	61,535	13	20	50	50	10	4,799	66,477　(+13,950)	32,067	17,067	7,467	0
5	944	680	430　(+450)	2,054	63,674	13	20	50	50	10	5,176	68,993　(+13,950)	34,583	19,583	9,983	0

＊　世帯全員が市町村民税非課税世帯であって

<第3段階②>　合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間120万円超の方

かつ、預貯金等　　・単身…500万円以下　　・夫婦…1,500万円以下

介護度	介護費単価 A	食事単価 B	居住費単価C（ ）内は個室追加料金	1日の合計 D（A＋B＋C）	1ヶ月の合計 E（D×31日）	褥瘡マネジメント加算 F（1ヶ月）	個別機能訓練加算 G（1ヵ月）	科学的介護推進体制加算 H（1ヶ月）	協力医療機関連携加算Ⅰ I（1ヶ月）	生産性向上推進体制加算Ⅱ J（1ヶ月）	介護職員処遇改善加算 K（31日）	請求額L（E+F+G+H+I+J+K）（ ）内は個室追加料金	介護費（A×31日+F+G+H+I+J+K）	上限額15,000	上限額24,600	上限額44,400
1	662	1,420	530　(+450)	2,612	80,972	13	20	50	50	10	3,637	84,752　(+13,950)	24,302	9,302	0	0
2	732	1,420	530　(+450)	2,682	83,142	13	20	50	50	10	4,019	87,304　(+13,950)	26,854	11,854	2,254	0
3	805	1,420	530　(+450)	2,755	85,405	13	20	50	50	10	4,417	89,965　(+13,950)	29,515	14,515	4,915	0
4	875	1,420	530　(+450)	2,825	87,575	13	20	50	50	10	4,799	92,517　(+13,950)	32,067	17,067	7,467	0
5	944	1,420	530　(+450)	2,894	89,714	13	20	50	50	10	5,176	95,033　(+13,950)	34,583	19,583	9,983	0

<第4段階> ＊ 上記以外の方　または住民税課税世帯

介護度	介護費単価 A	食事単価 B	居住費単価C（ ）内は個室追加料金	1日の合計 D（A＋B＋C）	1ヶ月の合計 E（D×31日）	褥瘡マネジメント加算 F（1ヶ月）	個別機能訓練加算 G（1ヵ月）	科学的介護推進体制加算 H（1ヶ月）	協力医療機関連携加算Ⅰ I（1ヶ月）	生産性向上推進体制加算Ⅱ J（1ヶ月）	介護職員処遇改善加算 K（31日）	請求額L（E+F+G+H+I+J+K）（ ）内は個室追加料金	介護費（A×31日+F+G+H+I+J+K）	上限額15,000	上限額24,600	上限額44,400
1	662	1,545	915　(+316)	3,122	96,782	13	20	50	50	10	3,637	100,562　(+9,796)	24,302	9,302	0	0
2	732	1,545	915　(+316)	3,192	98,952	13	20	50	50	10	4,019	103,114　(+9,796)	26,854	11,854	2,254	0
3	805	1,545	915　(+316)	3,265	101,215	13	20	50	50	10	4,417	105,775　(+9,796)	29,515	14,515	4,915	0
4	875	1,545	915　(+316)	3,335	103,385	13	20	50	50	10	4,799	108,327　(+9,796)	32,067	17,067	7,467	0
5	944	1,545	915　(+316)	3,404	105,524	13	20	50	50	10	5,176	110,843　(+9,796)	34,583	19,583	9,983	0

<負担割合2割 ／ 第4段階>　＊ 一定以上所得のある方　　年金のみの場合年収280万円以上340万円未満の方、年金収入以外がある場合は合計所得金額が160万円以上の方

介護度	介護費単価A 2割	食事単価 B	居住費単価C（ ）内は個室追加料金	1日の合計 D（A＋B＋C）	1ヶ月の合計 E（D×31日）	褥瘡マネジメント加算 F（1ヶ月）2割	個別機能訓練加算 G（1カ月）2割	科学的介護推進体制加算 H（1ヶ月）2割	協力医療機関連携加算Ⅰ I（1ヶ月）2割	生産性向上推進体制加算Ⅱ J（1ヶ月）2割	介護職員処遇改善加算 K（31日）2割	請求額L（E+F+G+H+I+J+K）（ ）内は個室追加料金	介護費（A×31日+F+G+H+I+J+K）	上限額15,000	上限額24,600	上限額44,400
1	1,324	1,545	915　(+316)	3,784	117,304	26	40	100	100	20	5,786	123,376　(+9,796)	47,116	32,116	22,516	2,716
2	1,464	1,545	915　(+316)	3,924	121,644	26	40	100	100	20	6,394	128,324　(+9,796)	52,064	37,064	27,464	7,664
3	1,610	1,545	915　(+316)	4,070	126,170	26	40	100	100	20	7,027	133,483　(+9,796)	57,223	42,223	32,623	12,823
4	1,750	1,545	915　(+316)	4,210	130,510	26	40	100	100	20	7,635	138,431　(+9,796)	62,171	47,171	37,571	17,771
5	1,888	1,545	915　(+316)	4,348	134,788	26	40	100	100	20	8,234	143,308　(+9,796)	67,048	52,048	42,448	22,648

<負担割合3割 ／ 第4段階>　＊ 一定以上所得のある方　　年金のみの場合年収340万円以上の方、年金収入以外がある場合は合計所得金額が220万円以上の方

介護度	介護費単価A 3割	食事単価 B	居住費単価C（ ）内は個室追加料金	1日の合計 D（A＋B＋C）	1ヶ月の合計 E（D×31日）	褥瘡マネジメント加算 F（1ヶ月）3割	個別機能訓練加算 G（1カ月）3割	科学的介護推進体制加算 H（1ヶ月）3割	協力医療機関連携加算Ⅰ I（1ヶ月）3割	生産性向上推進体制加算Ⅱ J（1ヶ月）3割	介護職員処遇改善加算 K（31日）3割	請求額L（E+F+G+H+I+J+K）（ ）内は個室追加料金	介護費（A×31日+F+G+H+I+J+K）	上限額15,000	上限額24,600	上限額44,400
1	1,986	1,545	915　(+316)	4,446	137,826	39	60	150	150	30	8,679	146,934　(+9,796)	70,674	55,674	46,074	26,274
2	2,196	1,545	915　(+316)	4,656	144,336	39	60	150	150	30	9,591	154,356　(+9,796)	78,096	63,096	53,496	33,696
3	2,415	1,545	915　(+316)	4,875	151,125	39	60	150	150	30	10,541	162,095　(+9,796)	85,835	70,835	61,235	41,435
4	2,625	1,545	915　(+316)	5,085	157,635	39	60	150	150	30	11,453	169,517　(+9,796)	93,257	78,257	68,657	48,857
5	2,832	1,545	915　(+316)	5,292	164,052	39	60	150	150	30	12,351	176,832　(+9,796)	100,572	85,572	75,972	56,172

●介護費単価の中には　看護体制加算（12円/日）　個別機能訓練加算（12円/日）　夜勤職員配置加算（13円/日）　日常生活継続支援加算（36円/日）が含まれています。

他にも対象となる加算(又は減算)があります。

★初期加算【入所日より30日間】（30円/日）　★療養食加算【医師の食事せんに基づく糖尿食、腎臓食など】（6円/回）　★外泊時加算【最多6日間】（246円/日）

★看取り介護加算（死亡日/1,580円　死亡日前日・前々日/780円　死亡日以前4～30日/144円　死亡日以前31～45日/72円）　★新興感染症等施設療養費【連続5日限度】（240円/日）

★若年性認知症入所者受入加算　（120円/日）　★経口維持加算【6ヵ月間】（400/月）　★安全対策体制加算【新規入所者のみ】（20円/初月）

★配置医師緊急時対応加算　（配置医師時間外　325円/回　早朝・夜間　650円/回　深夜　1300円/回）　★退所時情報提供加算【医療機関等への退所時のみ】（250円/回）

★口腔衛生管理加算Ⅰ（90円/月）　☆栄養ケア・マネジメント未実施減算（14円/日）　★褥瘡マネジメント加算Ⅰ（3円/月）　★排泄支援加算（10円/月）　★経口移行加算【6ヵ月間】（28円/日）